

払戻金制度について

許可番号 14-ユ-302274

TMU Agency 合同会社

当社は、下記のとおり払戻金制度を設けております。

記

当社の職業紹介により入社した求職者が、入社日から3か月以内に、人員余剰、会社再編などの理由ではなく自己都合により退職した場合、もしくは明らかな当該求職者の責による解雇等をされた場合、当該求職者に関するコンサルティング料の2分の1を、当該求職者が退職した月の翌月末までに返還するものとする。但し、会社都合による退職は返金の対象とならない。

払戻金 = $50\% \times$ 受領済みコンサルティング料

ただし、「契約書・覚書」等で別途定めた場合は、当該定めによる。